

(その1)

収支報告書

(令和 5 年分)

(ふりがな)

(ぜいりしによるおくのそういちろうこうえんかい)

1 政治団体の名称 税理士によるおくの総一郎後援会

2 主たる事務所の所在地 千葉県佐倉市中志津5丁目40番18号

3 代表者の氏名 鈴木英伸

4 会計責任者の氏名 上瀬 基

問合せ先

(担当者)

飯塚正光

(電話)

043-462-5830



379250

5/27

定内郵資国全領N
解後意N県N過

F1 F2 F3 F4 F5 F6
D 5/27

資金管理団体の指定の有無

☒ 無

☐ 有

※以下は指定「有」の場合のみ記入

公職の種類

(現職 ・ 候補者等)

資金管理団体
の届出をした
者の氏名

(※1) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※1 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

☐ 政党の支部

☐ 政党

☒ その他の政治団体
(後援会等)

☐ 政治資金団体

☐ その他の政治団
体の支部

☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等

☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体

☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

奥野総一郎

公職の種類

衆議院議員

(現職 ・ 候補者等)

(※2) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※2 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②)	十億	百万	千	円
① (前年からの繰越額)				146,552
② (本年の収入額 = $\boxed{A} + \boxed{B} + \boxed{C} + \boxed{D} + \boxed{E} + \boxed{F} + \boxed{G}$)				97,552
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)				49,000
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))				41,261
				105,291

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 $\boxed{A}$	十億	百万	千	円
員 数				人

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分		金 額				備 考
		十億	百万	千	円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附					49,000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち 特 定 寄 附]						
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附						内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附						内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)					49,000	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]						
イ 政 党 匿 名 寄 附						内訳を表(その8)へ記載すること。
合 計 $\boxed{B}$ (ア + イ)					49,000	内訳を表(その9)へ記載すること。

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
 ※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)				寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十 億	百 万	千 円				
鈴木英伸			7,000	2023. 7. 4	千葉県佐倉市中志津5-14-18	税理士	会費
鈴木慶夫			7,000	2023. 7. 4	千葉県八街市八街ほ235-7	税理士	会費
飯塚正光			7,000		千葉県佐倉市王子台2-6-6	税理士	会費
上瀬 基			7,000	2023. 7. 4	千葉県佐倉市ユーカリが丘1-26-18	税理士	会費
田中晴治			7,000		千葉県印西市平賀学園台3-15-1	税理士	会費
本村侑英			7,000	2023. 7. 4	千葉県佐倉市中志津5-14-18	税理士	会費
奥野総一郎			7,000		千葉県佐倉市中志津4-1-35	国会議員	会費
こ の 頁 の 小 計			49,000				
そ の 他 の 寄 附							
合 計			49,000				

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

項 目				金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考	
				十億	百万	千	円	十億	百万	千	円		
1	経	常	経 費										
	(1)	人	件 費										
	(2)	光	熱 水 費										
	(3)	備	品 消 耗 品 費										
	(4)	事	務 所 費				5,500						
小 計 ((1)~(4))							5,500						
2	政	治	活 動 費										
	(1)	組	織 活 動 費				35,761						
	(2)	選	挙 関 係 費										
	(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※											
	(内訳)	ア	機関紙誌の発行事業費										
		イ	宣伝事業費										
		ウ	政治資金パーティー開催事業費										
		エ	その他の事業費										
	(4)	調	査 研 究 費										
	(5)	寄	附 交 付 金										
	(6)	そ	の 他 の 経 費										
小 計 ((1)~(6))							35,761						
合 計							41,261						

うち本部・支部間の交付金合計 円

←1の小計と2の小計の合計を記載すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	必要 ※資金管理団体は必要	必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
監査人報酬	十億	百万	千 円	2023.5.29 株 勝	千葉県佐倉市染井野3-14-17	
この頁の小計			5,500			
その他の支出			5,500			
合 計			5,500			

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

[illegible]

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

宣 誓 書

全団体必要

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 領収書等の写し
- ☐ 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ☒ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 5 月 ²⁷~~31~~ 日

政治団体の名称 税理士によるおくの総一郎後援会

会計責任者の氏名 上瀬 基



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和6年5月27日

税理士によるおくの総一郎後援会

代表 鈴木 英伸 殿

登録政治資金監査人 **松本 勝**
登録番号 第 2495 号
研修修了年月日 平成21年3月27日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、税理士によるおくの総一郎後援会の令和5年分に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、税理士によるおくの総一郎後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

税理士によるおくの総一郎後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上

1937